

令和4年9月21日

消費者被害防止ネットワーク東海と学校法人越原学園との間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「消費者被害防止ネットワーク東海」という。）が、学校法人越原学園（以下「越原学園」という。）に対し、下記のとおり、越原学園が運営する名古屋女子大学の学生募集要項中の下記条項について、下記の理由により、消費者契約法^(※)第10条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、修正を求めた事案である。

記

(対象条項)

ア 令和3年度学生募集要項における条項

(各入試方法における出願手続に関する条項のうち入学検定料に関する条項)

一度納入いただいた検定料の返金はありません。

イ 令和4年度学生募集要項における条項

一度納入いただいた検定料の返金はありません。但し、下記の場合は返金します(振込手数料はご負担ください)。

1. 過入金の場合は過入金分を返金します。

2. 出願書類の郵送前に受験辞退を申し出られた場合は当該検定料を返金します。

(注) すでに出願書類が郵送されている場合、及び出願期限までに受験辞退の申し出がなかった場合は返金しませんのでご注意ください。

(理由)

ア 対象条項アは、例えば、出願者が入学検定料を支払い、出願書類を提出したにもかかわらず越原学園が書類不備により受理せず受験票を発行しなかった場合でも入学検定料を返金しないものである。出願者と越原学園との間で受験契約が成立しておらず、出願者が越原学園に対し支払済みの入学検定料について不当利得返還請求権（民法第703条）を有するところ、対象条項アはこれを制限するものである。越

原学園が出願書類の審査に一定の業務を要するとしても、入試手続全体の業務・費用における割合としても僅かなものであり、一律に入学検定料全額を返金しないことには合理性はなく、信義則（民法第1条第2項）に反する。そのため、対象条項アは消費者契約法第10条によって無効である。

イ 対象条項イは、越原学園が出願者の出願書類を審査して出願要件を満たさないと判断し、受験票を発行しない場合にも、出願者に対して入学検定料を一切返金しない内容の定めとなっている。越原学園が受験票を発行しなければ出願者との間で受験契約は成立せず、出願者が支払った入学検定料は法律上の原因がなく、出願者は越原学園に対して不当利得返還請求権（民法第703条）を有するところ、対象条項イはこれを制限するものである。出願書類の審査は入試手続全体の業務・費用においては一部にすぎないため、受験票を発行しない場合に入学検定料全額を支払わせることは不当であり、また、受験票を発行しない場合にはシステム上のトラブルを引き起こす余地もないものと考えられることから、越原学園が受験票の発行をしない判断をした場合に一律に入学検定料全額を返金しないことには合理性がなく、信義則（民法第1条第2項）に反する。そのため、対象条項イは消費者契約法第10条によって無効である。対象条項イには、少なくとも、出願について貴校が出願要件を満たさないと判断して受験票を発行しない場合には、出願者が入学検定料の一部の返金を求めることができる旨を定める条項を追加されたい。

（※）消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注）上記の差止請求が行われた日現在の規定

（２）結果

消費者被害防止ネットワーク東海は、令和3年11月16日、越原学園に対し、上記対象条項アについて修正を求めた。

越原学園は、同年12月2日、消費者被害防止ネットワーク東海に対し、令和4年度学生募集要綱において、上記対象条項イのとおり記載している旨を連絡した。

消費者被害防止ネットワーク東海は、令和4年3月30日、越原学園に対し、上記対象条項イについて修正を求めた。

越原学園は、同年4月18日、消費者被害防止ネットワーク東海に対し、上記対象条項イを消費者被害防止ネットワーク東海の申し入れを踏まえて修正する旨を連絡した。

これを受けて、消費者被害防止ネットワーク東海は、同年5月24日、申し入れの趣

旨に沿った変更がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（法人番号 6180005007083）

3. 事業者等の氏名又は名称

学校法人越原学園（法人番号 9180005002255）

4. 当該事案に関する改善措置情報^{（※）}の概要

なし

（※） 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03－3507－9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html